

これは、大田区区役所本庁、障害福祉課、岩田元課長の証人尋問の内容を、抜粋したものです。

みなさん、どう思いますか？どう感じますか？

(問いは、弁護士、答えは岩田元課長です。)

問：移動介護はその上限として1か月32時間とされています。今回の決定がその要綱に基づくものかどうか説明してくださいという質問に対して、大田区長は繰り返し、移動介護要綱に基づくものと回答しています。間違いありませんか？

答：はい

問：支援費支給量に対する制約があると、それはやむを得ない、そして、そのやむを得ない一定の制約の考え方としては、土日の休みの1日8時間程度が相当だからであると、その制約を正当化されたと、そういう理解で間違いありませんか？

答：はい

問：月32時間と要綱に規定した際、参考としたデータは重度視覚障害者ガイドヘルパー派遣事業の実績だけであって、視覚障害者を除く身体障害者や知的障害者の外出実態に関しては一切参照していないという事実関係はよろしいわけですね

答：はい

問：「視覚障害者ガイドヘルパー派遣の利用実績が32時間の人が83パーセントを占めたこの利用実績について、他の障害者の移動介護にも十分適用できると判断しました。

重度の全身性障害者や自己判断の難しい知的障害者は、その置かれた状態から、視覚障害者の実績に比して、その外出自体が相当困難であると思われ、この平均時間を越えて外出することはないと考えたからです。」

まさにこの考えが移動介護要綱の制定した理由であるということ間違いありませんか？

答：はい



問：移動介護要綱を制定するまで、8回以上の会合をもったということですが、その中で支援費を利用している障害者の区民から意見を聴く機会を設けましたか？

答：特に設けてございません

問：平成13年3月6日障害福祉主管課長会議資料、これは厚生労働省のもので、外出介護の実施に当たっても利用目的を限定的にとらえることなく、個々の障害者の要望やその必要性を判断し、柔軟に対応するように市町村に助言指導願いたい。

余暇活動等社会参加のための外出時における移動介護にかかるサービスを提供する際においても同様であるので、御配慮願いたい。大田区が移動介護要綱を制定する際の議論の中で、この指示文書の趣旨を尊重しようと意見はなかったんですか？

答：特にございません。

これは、ほんの一部です。この他にも大須賀係長の証人尋問もあります。

私のサイトに裁判記録は全て掲載してありますので、是非ご覧下さい。

(サイトの案内は裏表紙にあります。)

外出禁止令をふっとばせ！！

4・13大田区役所包囲

大田区は「違法判決」を受けても、124時間に原状回復してくれません。そして、いろいろ条件もつけてきています。

私たちの要求は、移動の「32時間上限撤廃」、障害者1人1人に必要な介護保障を、です。

「あたりまえの

暮らしを戻して！！」

みなさん、私たちナマの声を大田区長にぶつけましょう！



4月13日 (金)

● 13:30～14:30: 報告・シンポ

「大田区支援費訴訟判決の意義について」

・場所: 大田区生活センター2階第6集会室にて

(JR蒲田駅東口右へ徒歩3分: 大田区役所並び・蒲田五丁目13番26号の101)

・DPI日本会議: 尾上浩二事務局長、日本障害者協議会(JD): 藤井克徳常務理事にご発言いただく予定です。

● 15:00～16:00: 大田区包囲・申し入れ行動

・大田区役所庁舎前

● 16:00～16:30: まとめの集会

呼びかけ: 鈴木 敬治、藤岡 毅(弁護士)、

鈴木敬治さんとともに移動の自由を取り戻す会

連絡先: 03-3763-7653 鈴木宅

鈴木さんのサイト: <http://suzukikeiji.hp.infoseek.co.jp/>